

第1次報告書案に対する 構成員からの意見について

令和4年11月28日

事務局

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
1	西村真由美	1-1 基本方針	3ポツ目 “一方、被災事業者のコアネットワークに障害が発生した場合には、事業者間ローミングの実施に限界があり得ることから、複数SIM端末の利用等、ローミング以外の非常時の通信手段の利用を利用者に促すこととする。”	3ページ	ローミングの実施に限界があることは理解しますが、消費者の負担が大きい「複数SIM端末の利用」を強く推奨する印象を与えるので修正いただきたいです。 「複数SIM端末の利用等、」 ↓ 「既存の他の通信手段の活用等」	<ul style="list-style-type: none"> ● 例示された代替手段のうちいずれを採用するかは消費者の自由な選択となりますが、「複数SIM端末の利用等」→「公衆Wi-Fiや複数SIM端末の利用等」に報告書を修正します。 ● なお、「4-2 事業者間ローミング以外の通信手段の推進」において、「利用者に対して過度な料金負担とならないように配慮が行われるべき」旨を記載しています。
2	堀越功				1-1基本方針に、構成員からも多く意見が出ました「段階的にでも、できることを早期に実現していく」というような我々の意気込みを、どこかに挿入できないでしょうか？既に事業者間で協議が始まっていると聞くDUALeSIMプラン等が、早期の利用者への救済手段の一つになると捉えています。例えば3ポツ目の文章を以下のように変更してはいかがでしょうか？ 「一方、被災事業者のコアネットワークに障害が発生した場合には、事業者間ローミングの実施に限界があり得る。DUALeSIM等の複数SIMプランの早期実現を事業者に促すなど、できることから利用者の救済手段を導入していく」	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数SIM端末の利用者負担に対して懸念の意見があることから、ここではローミング以外の手段については手段の例示に留めることとしています。 ● 一方、事業者における取り組みに対しては、既に「4-2 事業者間ローミング以外の通信手段の推進」において、「非常時の通信手段として期待されていることから、関係企業や関連団体等において普及に向けた取り組みが推進されるべきである」と表現しています。

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
3	相田仁	1-1 基本方針	7ポツ目1矢印目 “コアネットワークに障害が発生し、緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式の導入”	3ページ	当該箇所は、コアネットワークに障害が発生した場合の記載ですが、コアネットワークに障害が発生した場合は、呼び返し以前に利用者認証による発信ができなくなると考えますので、「緊急通報機関からの呼び返しができない場合」は「利用者認証ができない場合」等の表現に修正いただくのが良いと思います。	<ul style="list-style-type: none">● ご指摘のとおりですので、「コアネットワークに障害が発生し、<u>利用者認証及び緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」</u>を可能とするローミング方式の導入」に<u>修正</u>します。

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
4	堀越功	1-1 基本方針	1-1 基本方針の一番下	3ページ	<p>1-1基本方針の一番下に欄外(1-1追加図アイデア)のような図を挿入してはいかがでしょうか？第4回会合終了後のマスコミ報道を見ますと「事業者間ローミングが実現すれば7月のKDDIの大規模通信障害のようなトラブルが発生した際に、警察や消防に緊急通報する手段が確保できる」といった誤解を招く記載が散見されます。事業者間ローミングは万能ではなく、利用者に過剰な期待を抱かせないためにも、事業者間ローミングはあくまで「コアネットワーク(加入者DB等)の機能に障害が起きていない場合の救済手段」ということを分かりやすく図示するのがよいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に「1-1 基本方針」において、「被災事業者のコアネットワークに障害が発生した場合においては、・・・」と場合分けを明記しています。関係機関においては、事業者間ローミングが万能ではないことに十分留意されることを期待します。 ● 追加図にある「緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式」は継続課題として取り扱うため、導入が決定されたものではありません。また、複数SIMプランの利用者負担に対する懸念の意見もあります。 ● このため、現時点ではフローチャートによる図示は困難と考えますが、今後、利用者に対する丁寧な周知広報の方策を検討する中で、フローチャートは考慮されるべき重要な視点と考えます。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
5	堀越功	2-5 救済事業者における設備容量逼迫への対処	2ポツ目 ”救済事業者は既存の設備容量を前提として事業者間ローミングに取り組むこととし、その際、救済事業者が設備容量逼迫に適切に対処できるようにするため、必要に応じて、利用者(Visitor)の一般の通信に対する通信規制を適切に措置できる運用ルールを策定する。”	8 ページ	<p>「必要に応じて(中略)利用者(Visitor)の一般の通信に対する通信規制を適切に措置できる運用ルールを策定する」という点に賛成します。</p> <p>救済事業者になだれ込むトラフィックは、通信障害によっても様々なケースがあると想像できます。当初は300kbpsや500kbpsといった最低限の通話やデータ通信の状態からスタートし、事業者間ローミングの運用で得られる実際のデータを基に、通信規制の上限値を最適化していくようなアプローチも考えられると思いました。</p>	— (作業班における検討作業の参考とさせていただきます。)
6	堀越功	2-6 携帯電話事業者間の密接な情報連携等	1ポツ目 ”ローミングを円滑に開始できるようにするためには情報面での緊密な事業者間連携が必要となることから、作業班において具体的方策を検討する。被災事業者から救済事業者及び総務省に対しては、例えば、障害状況や障害発生エリア(市区町村名、エリアマップGIS データ等)、影響利用者数(在圏数)、障害の予想継続時間等のデータを提供する運用ルールを策定する。”	8 ページ	<p>データの緊密な連携に向けた運用ルール策定に賛同します。</p> <p>できれば事業者と他の災害対応機関を含む行政がデータを速やかに連携できるシステム(プラットフォーム)があるとういと思いました。この中から公開可能なデータのみ一般に公開し、利用者の利益保護や周知広報につなげていく方向もあると思います。</p>	— (作業班における検討作業の参考とさせていただきます。)

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
7	西村真由美	3-2 ローミング時の携帯端末の動作確認	2ポツ目 ”このように、全ての携帯端末に対してローミング実施時の挙動や動作を保証することは困難であるものの、利用者にとっては、保有している携帯端末が非常時のローミングに対応しているかどうかをチェックできるようになることが望まれる。”	9ページ	以下を追記いただきたいです。 「あわせて、今後発売する携帯端末についてはローミングを想定した周波数帯を実装しておくことが望まれる。」	<ul style="list-style-type: none"> ●「このように、全ての携帯端末に対してローミング実施時の挙動や動作を保証することは困難であるものの、利用者にとっては、保有している携帯端末が非常時のローミングに対応しているかどうかをチェックできるようになることが望まれる。また、<u>今後発売される携帯端末については事業者間ローミングを想定した周波数帯を実装しておくことが望まれる。</u>」に修正します。
8	堀越功	3-3 利用者に対する丁寧な周知広報	1ポツ目 ”利用者がローミングのメリットを確実に享受できるようにするためには、事業者間ローミングに関する周知広報が継続的かつ効果的に行われるようにする必要があり、作業班において具体的方策を検討する。また、障害発生時には、障害状況が分かりやすく可視化されることにより、利用者が状況・原因を容易に把握できるようにする。”	10ページ	<p>「障害発生時には、障害状況が分かりやすく可視化されることにより、利用者が状況・原因を容易に把握できるようにする」点に賛成します。</p> <p>電気通信事故検証会議の周知広報WGでも、障害発生時に利用者に周知すべき内容が検討されていると思います。事業者間ローミングを発動可能かどうかは、コアネットワーク機能への障害の有無によります。周知広報WGと連携し現段階から、障害発生場所が基地局など無線アクセスネットワークなのかコアネットワークなのか、分かりやすく周知していく方向性も考えられると思いました。</p>	—

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
9	相田仁	4-1 緊急通報の発信だけを可能とするローミング方式	3ポツ目 “このため、①コアネットワークに障害が発生し、緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式の導入、②緊急通報機関に対するいたずら防止策の実現可能性、③国際標準の準拠の在り方等を含め、このようなローミング方式の導入の在り方について、本検討会において引き続き検討を進める。”	11ページ	①は、コアネットワークに障害が発生した場合の記載ですが、コアネットワークに障害が発生した場合は、呼び返し以前に利用者認証による発信ができなくなると考えますので、「緊急通報機関からの呼び返しができない場合」は「利用者認証ができない場合」等の表現に修正いただくのが良いと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘のとおりですので、「①コアネットワークに障害が発生し、<u>利用者認証及び緊急通報機関からの呼び返しができない場合の「緊急通報の発信のみ」を可能とするローミング方式の導入</u>」に修正します。

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
10	西村真由美	4-2 事業者間ローミング以外の通信手段の推進	1ポツ目 ”複数 SIM を利用する携帯電話サービス、通信事故時に対応する公衆 Wi-Fi (00000JAPAN 等)、衛星通信、高高度プラットフォーム (HAPS) 等は、携帯電話サービスに障害が発生した際の非常時の通信手段として期待されていることから、関係企業や関連団体等において普及に向けた取り組みが推進されるべきである。このため、本検討会において、事業者や関連団体の取り組み状況をフォローアップすることとする。(図6参照)”	12ページ	図6には順不同と書いてはありますが、代替的に利用できる通信手段のトップに「複数 SIM を利用する携帯電話サービス」が例示されることに違和感があります。一般消費者に対し、複数SIMの利用で障害に備えるよう要請すべきとは思えません。ローミングが実現するまで時間がかかるならば、公衆Wi-Fiスポットの開放などの対応策を推進いただきたいです。複数SIMは強く推奨するものではない旨を付記いただきたいです。 なお、同2ポツ目の記載内容には賛同します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常時に備えるため、ローミング以外の通信手段の選択肢を消費者に広く示していくことが必要と考えます。 ● ご懸念の点については、同2ポツ目の記載として「利用者に対して過度な料金負担とならないように配慮が行われるべきである。」と明記しています。
11	堀越功				第4回会合の質疑でHAPSや低軌道衛星を使ったスマホ直接通信において、現状では緊急通報や呼び返しの実現に向けて、調整が必要との回答だったと思います。これらが商用サービスとして登場する際に、緊急通報が実現していることが望ましいと考えます。そこで1ポツ目に以下のような一文を追加してはいかがでしょうか？「衛星通信やHAPS等で緊急通報を実現するための取り組み状況もフォローアップする」	<ul style="list-style-type: none"> ● 「・複数SIMを利用する携帯電話サービス、通信事故時に対応する公衆Wi-Fi(00000JAPAN等)、衛星通信、高高度プラットフォーム(HAPS)等は、携帯電話サービスに障害が発生した際の非常時の通信手段として期待されていることから、衛星通信やHAPS等で緊急通報を実現する取り組み状況も含め、関係企業や関連団体等において普及に向けた取り組みが推進されるべきである。」に修正します。

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。

第1次報告書案に対する意見一覧

番号	意見提出者	項目	該当箇所	ページ	意見の内容	検討会としての考え方(案)
12	佐々木太志	全体	全体	全体	データ通信に関しては、MVNOにおいてもパケット交換機を自ら運用している事業者が多いため、MVNOが主体的にローミングを検討していく必要があると考えており、データ通信に関連するところについてはMVNOも議論に参加するような記載にして頂けるとMVNOが自らローミングの実現に関与できる形となるので、ぜひとも御検討いただければと思います。	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘を踏まえ、「4. 今後の継続課題」に「<u>4-3 事業者間ローミングへのフルMVNOの参加</u>」を設け、 ● <u>MVNOの一部は、フルMVNOとしてHSS(加入者データベース)等の通信設備を自ら設置し、携帯電話事業者(MNO)と接続を行うことで、独自性のある携帯電話サービスを提供している。非常時の通信確保を目的とした事業者間ローミングの趣旨を踏まえれば、このようなフルMVNOも参加する事業者間ローミングの実現が期待される。</u> ● <u>このため、フルMVNOの事業者間ローミングの枠組みへの参加に向けた作業班を今後設置し、フルMVNOからの具体的な提案を確認しつつ、作業班及び本検討会として検討を進める。</u> ● <u>なお、フルMVNOとMNOでは、設置する電気通信設備とその接続構成には差異(フルMVNOは無線アクセス設備(RAN)を自ら所有していない等)があることから、相互に同等の救済事業者となることは困難である。このため、作業班においては、事業者間ローミングの実現方法や費用分担の在り方等を議論した上で、フルMVNO・MNO間のローミングの枠組みを検討する必要がある。」</u> を追記します。

※ 第1次報告書案に修正を反映した意見は、太字下線部で示した。